

三次市告示第 号

三次市有償運送運営協議会設置要綱を次のように定める。

平成23年 月 日

三次市長 村 井 政 也

三次市有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 三次市有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消により、公共の福祉の増進を図るため、三次市における特定非営利活動法人等による福祉又は過疎地有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価、その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容及びその他自家用

有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第3条 協議会委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 三次市長又はその指名する職員
- (2) 三次市を営業区域に含むバス、タクシー事業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 三次市に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- (4) 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (5) 関係する地方公共団体の長又はその指名する者
- (6) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 三次市において現に福祉又は過疎地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に属する者のうちその代表者が指名する者
- (8) 学識経験者その他の市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(協議会の運営)

第5条 委員の互選により、協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

4 協議会は会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開催できない。

5 協議会の議決の方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数の場合は会長が決するものとする。

6 前条に掲げる委員のうち、同条第2号及び第6号の委員がやむを得ず会議を欠席する場合は、その機関に属する者で委員が指名する者に委任し、臨時に代理させることができる。

7 会長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

8 協議会の委員は、地域福祉の向上及び地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

9 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取り扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

10 協議会において協議が整った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議にかえることができる。

11 協議会の庶務は、三次市地域振興部地域振興課において処理し、有償運送に関する相談、苦情及びその他に対応するものとする。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議で協議が整った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年 月 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後初めて任命又は委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。